

統合宛名システム更改に係る企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、統合宛名システム更改に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 内容

(1) 件名

統合宛名システム更改

(2) 要件定義

3に記載する場所にて要件定義書を交付する。

(3) 契約期間

ア 構築業務（令和7年度運用保守込）

構築業務：契約締結の日から令和8年1月31日まで

運用保守：令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

イ 運用保守業務

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

毎年度契約内容等協議の上、契約する。

(4) 提案の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 構築業務（令和7年度の運用保守費、サービス利用料込）

19,875,900円

イ 運用保守業務（令和8年度の運用保守費、サービス利用料）

15,819,100円

※「ア 構築業務」当該業務に係る予算については、令和7年2月青森県議会第321回定例会に、令和7年度青森県一般会計予算案として提出されている。
そのため、令和7年度青森県一般会計予算が成立した場合に契約を締結することとし、成立しない場合は契約を締結しない。
なお、契約を締結しない場合においても、企画提案競技への参加に係る経費については補償しない。

3 本企画提案競技に関する事務を担当する部署・連絡先等

(1) 担当部署・連絡先

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目4番30号

青森県総務部行政経営課（以下「行政経営課」という。）システム管理運用グループ

TEL 017-734-9160

FAX 017-734-8036

E-mail gyokei@pref.aomori.lg.jp

(2) 縦覧資料

ア 現行外部インターフェイス仕様書

イ 現行ネットワーク図

(3) 交付書類

- ア 統合宛名システム更改に係る要件定義書
- イ 統合宛名システム更改に係る企画提案競技評価項目及び評価基準
- ウ 企画提案競技参加申請書類（第1号～5号様式） ※電子媒体(CD-R)でも交付

(4) 縦覧及び書類交付期限

令和7年4月4日（金）午後5時

なお、原則、(2) 縦覧資料の複写・貸出等及び(3) 交付書類の送付は行わないこととするが、期間内に縦覧及び交付場所に来られない事情等がある場合は、(1) の連絡先まで連絡すること。

4 参加資格

(1) 次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- イ 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ウ 企画提案競技参加申請書の提出期限から受注者確定の日までの期間、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」（平成12年1月21日付け青管第912号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、企画提案競技の日までに、役務の提供に係る契約において、電子計算組織に係るもの（業種U）を登録し、かつ、Aの等級に格付けされたものであること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められる者。
- ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。
- エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。
- オ 暴力団員と交際していると認められる者。
- カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。
- キ その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契

約を締結したと認められる者。

5 企画提案競技参加申請書の提出

- (1) 統合宛名システム更改に係る企画提案競技に参加する者は、次の書類を各1部提出すること。
 - ア 企画提案競技参加申請書（第1号様式）
 - イ 申請者概要書（第2号様式）
 - ウ 申告書（第3号様式）
- (2) 提出期限
令和7年4月9日（水）午後5時
- (3) 提出先
3に同じ
- (4) 提出方法
持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、提出期限日必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

6 参加資格審査

- (1) 企画提案競技参加申請書の提出があった場合には、4に定める参加資格の有無について審査する。
- (2) 審査結果については、令和7年4月11日（金）までに、企画提案競技参加申請書（第1号様式）に記載された連絡先メールアドレス宛に通知する。（後日、紙媒体でも郵送）

7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書等の作成
企画提案書の様式は任意とするが、サイズは日本工業規格A4サイズとすること。（A3サイズ折も可）
企画提案書作成にあたっては、統合宛名システム更改に係る要件定義書を確認の上、統合宛名システム更改に係る企画提案競技評価項目について、記載すること。
- (2) 提出時の添付書類
会社名、代表者名、担当者の所属、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載した送り状1通を添付すること。
- (3) 提出部数
正本1部、副本5部（代表者印不要）、PDFファイルで一式（CD-RやUSBメモリ等）。
- (4) 提出期限
令和7年5月2日（金）午後5時まで
- (5) 提出先
3に同じ
- (6) 提出方法
持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、提出期限日必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。
- (7) その他
企画提案書提出後の差し替え・修正は一切認めない。ただし、県より書類の不備を指摘された場合には、差し替え・修正について速やかに対応すること。

8 企画提案の辞退

企画提案申請書提出後、企画提案を辞退する場合には、提案辞退届（第5号様式）を提出

すること。

なお、提出期限及び提出先は「7 企画提案書の提出」と同様とする。

9 企画提案に係る質問

- (1) 質問については、質問書（第4号様式）により、行政経営課へ電子メールにより提出すること。
- (2) 企画提案（要件定義内容）に関する質問のみ受け付ける。審査方法等に関する質問については、受け付けない。ただし、一般的事項に関しては随時、電話や電子メールにより照会して差し支えないこととする。
- (3) 質問の受付は、令和7年4月1日（火）から令和7年4月11日（金）までとする。
- (4) 質問に対する回答については、質問者及びその他全ての企画提案競技参加者に対して、令和7年4月16日（水）までに電子メールにより通知する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

10 審査委員会

企画提案の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「統合宛名システム更改に係る企画提案競技審査委員会」を設置する。

11 企画提案競技審査

- (1) 企画提案競技では、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (2) (1)における審査項目及び配点については、「統合宛名システム更改に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に定める。
- (3) 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
- (4) 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、優先評価項目の総得点が高い提案者を最優秀提案者とする。
- (5) 審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

12 契約

- (1) 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) (1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (3) 契約を締結する際、提案者が行政経営課との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

13 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 見積額が「2(4)提案の上限額」を超えた提案（追加提案分を除く）であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

- (7) 青森県職員又は本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 企画提案競技審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

14 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

15 スケジュール

- 令和7年4月4日（金）午後5時 縦覧及び要件定義書、申請書類交付期限
- 令和7年4月9日（金）午後5時 企画提案競技参加申請書提出期限
- 令和7年4月11日（金）午後5時 参加資格審査結果通知
- 令和7年4月11日（金）午後5時 質問書提出期限
- 令和7年4月16日（水）午後5時 質問書に対する回答通知
- 令和7年5月2日（金）午後5時 企画提案書提出期限

【予定】令和7年5月13日（火） 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）
※ 審査委員会の正式な開催日時は、参加資格審査結果通知と併せて通知する